

## 大谷地域で建築物等の建設を予定している皆さま

現在、宇都宮市では、大谷の地域振興を目指して、「行ってみたい 過ごしてみたい  
そして いつまでも暮らし続けたい 大谷 ～今、ふたたび色づき始めた大谷をより  
色鮮やかに～」を基本理念に、大谷地域のまちづくりに取り組んでいます。

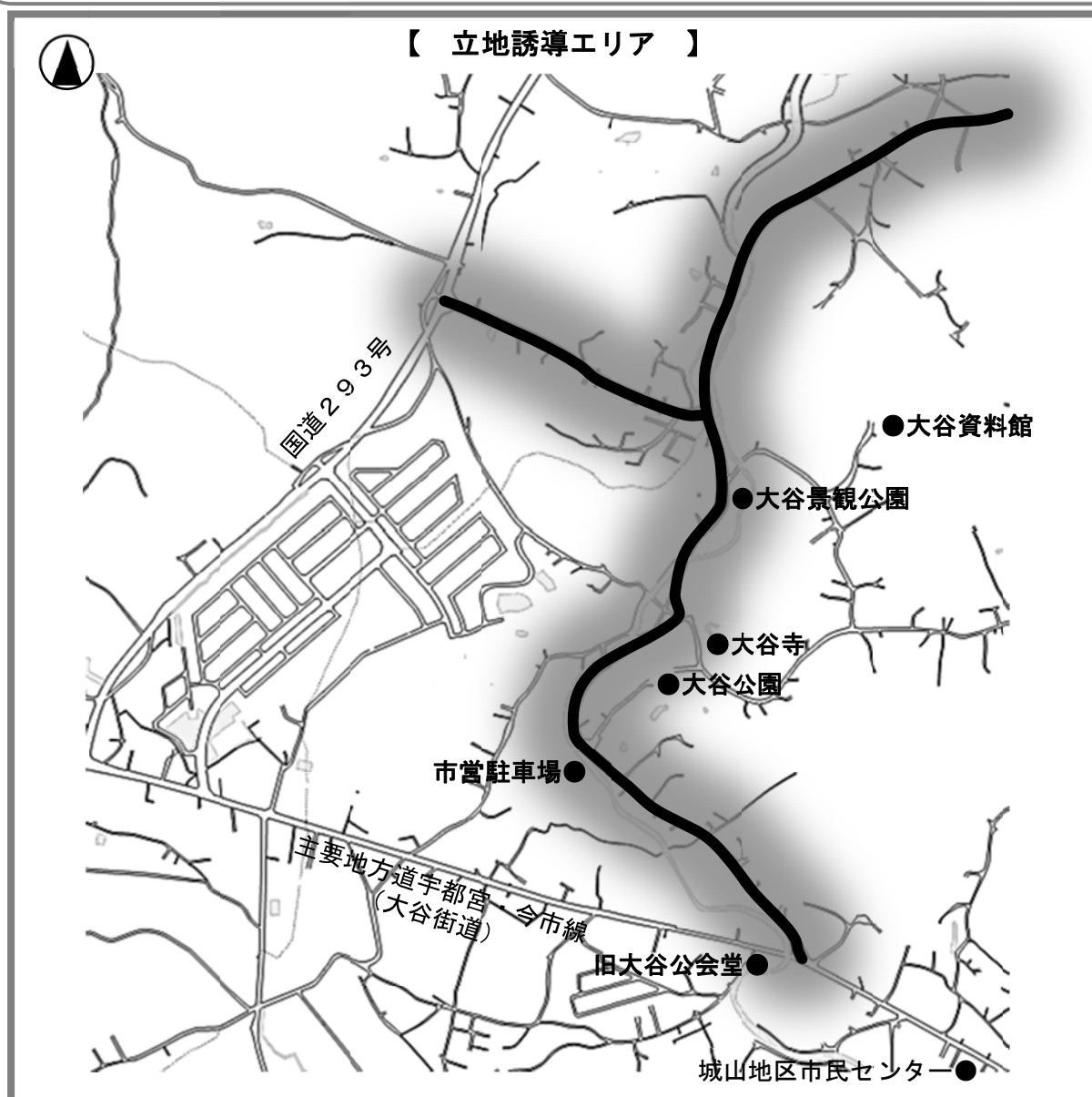


このたび、大谷地域の総合的な振興に向けた取組方針を整理し、立地誘導エリア  
(観光施設等)を設定しました。

併せて、基本理念の実現を目指したまちづくりを推進していくため、建築物等(※)  
の建設にあたってチェックしていただきたい法令や制度をまとめました。

ぜひ、ご活用いただき、良好なまちづくりにご理解とご協力をお願いいたします。

※建築物のほか、工作物、太陽光発電施設、屋外広告物等を含みます。



# 関係法令・制度一覧

(各法令・制度の詳細は、各担当部署にお問い合わせください)

- 景観計画届出制度（景観法）
- 屋外広告物許可制度（屋外広告物法）

## 概要

大谷地域は、本市の中でも特徴的な大谷石の景観を有しています。  
このたび、大谷地域振興方針を策定したことに伴い、「立地誘導エリア」内における建築物等の建設に対し大谷ならではの景観を保全し、さらに魅力的な街並みを創出するため、【景観づくりの手引き※】による景観誘導を図るとともに、地元の皆さまとの合意形成を経たうえで、景観形成重点地区に指定するなど、景観まちづくりに取り組んでまいります。  
※建築物壁面の色彩等に関して景観づくりのイメージをまとめたもの  
なお、景観形成重点地区の指定の時点で既に建設がなされ、景観形成基準に適合しない物件については地区指定後、改修いただく場合がございます。

## 対象

建築物・工作物・屋外広告物・太陽光発電施設等

## お問い合わせ先

宇都宮市景観みどり課都市景観グループ 電話：028-632-2568

- 開発許可制度（都市計画法）

## 概要

大谷地域は、無秩序な市街地の膨張を抑止する市街化調整区域となっており、開発行為・建築行為を行う場合は、原則、基準に適合し、許可を受ける必要があります。観光施設の開発許可基準については、大谷地域振興方針に基づき、平成30年4月から運用を明確化しました。

## 対象

対象エリア内における観光案内所、土産物産店、休憩所、飲食店、宿泊施設等。敷地面積1,000㎡以下、延床面積500㎡以下等。

## お問い合わせ先

宇都宮市都市計画課開発指導グループ 電話：028-632-2567

- 建築確認申請（建築基準法）

## 概要

建築物を建築する場合には、その建築計画が建築基準法及び関係法令に適合するものであるかどうか、建築主事（または指定確認検査機関）の確認を受け、確認済証の交付を受ける必要があります。  
また、関係法令の1つである栃木県建築基準条例において、がけを有する土地に建築する場合には条例による制限の遵守または、がけの安全性の確認をする必要があります。

## がけの定義

地表面の水平面に対する勾配が30度を超える土地で、高さが2メートルを超えるもの。

## お問い合わせ先

宇都宮市建築指導課審査グループ 電話：028-632-2577

- 太陽光発電施設設置

## 概要

栃木県では、太陽光発電事業者による適切な事業実施のための自主的な取組を促し、太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的として、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を策定しました。太陽光発電施設の設置に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、環境保全、景観保全等も含めた幅広い観点からの検討が必要です。  
※本指針で、宇都宮市の景観形成重点地区等は「立地を避けるべきエリア」に設定されています。

## お問い合わせ先

栃木県地球温暖化対策課計画推進担当（指針全般窓口）電話：028-623-3186  
宇都宮市環境政策課環境計画グループ（事前相談窓口）電話：028-632-2418

- 大谷地域におけるまちづくり全体に関するお問い合わせ先

宇都宮市都市魅力創造課大谷振興室 電話：028-632-2427